

山里の彩りと香りを感じるモニターツアー

彩香の里 和田

懐かしいけど新しい

令和2年度「やまぐちとつながる」ツーリズム創出事業

日帰り

旅行日程

2021年

2月7日(日)

旅行代金

参加費無料

申込締切

1月22日(金)

募集人数

20名

※最少催行人員：2名

食事条件

朝：なし、昼1回、夕：なし

添乗員

同行します

参加条件

お子様同伴のご家族 2名以上

※山口県内居住者

※参加者多数の場合は抽選とさせていただきます。

《モニターツアーの内容》

今回のモニターツアーでは、「和田丸太」を育んできた森の恵み、先人たちの知恵を知ってもらうと共に、木を使ったおもちゃを地元の人と一緒に作ります。森の中で大きく深呼吸したり、鳥の声を聞いたり、木片に触って木の温かみや匂いを感じる。彩りや香り、目いっぱい、五感で和田を楽しんでください。

2月7日(日)

時間

内容

9:30 ウッディハウス和田の里集合

9:40 和田丸太の原木と触れ合える

「見て！触って！森林散策」

和田丸太のお話を聞こう！
森の大切さを知ろう！

11:20 お昼ごはん

「和田米のおむすびと芋煮」をご堪能下さい。

12:30 木で遊ぼう！

和田の木を使って「知恵の輪」を作ってみよう！

14:00 おやつタイム

焼き芋と高瀬茶でリラックス

14:30 終了予定

※当ツアーにご参加いただいた方には、ツアーに対するアンケートを旅行後にご提出頂きます。

周南市の和田地区で「丸太」に触れる。

焼き芋を作って高瀬茶とともにリラックスタイム！

和田米のおむすびや特産物を使った芋煮を堪能。

和田の木を使って知恵の輪作り体験を楽しむ。

体験内容

和田丸太のお話を聞こう！
森の大切さを知ろう！

先人たちは林業に夢を抱き、この山で良質なヒノキやスギを手塩にかけて育て、「和田丸太」を製造してきました。和田丸太のお話を聴きながら実際に触れてみましょう。

木で遊ぼう！

和田の木を使って知恵の輪づくり体験
お子様が作った知恵の輪を保護者の方は解くことができるのでしょうか？



【注意事項】
荒天時は和田市民センターに会場が変更となる場合がございます。

《旅行企画・実施》

JTB山口支店

《協力》

山口県中山間地域づくり推進課

周南市和田市民センター、和田の里づくり推進協議会

ツアーお申込書 FAX:083-976-2301

以下お申込み欄にご記入の上、FAXでお申込みください。

旅行手配等のために必要な範囲内で運送・宿泊機関等その他への個人データの提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

代表者 氏名	フリガナ		性別	年齢
			男・女	歳
書類送付先 住所	〒()			
電話番号	()	—	携帯番号	— —

同行者 氏名	フリガナ		性別	年齢
			男・女	歳
同行者 氏名	フリガナ		性別	年齢
			男・女	歳
同行者 氏名	フリガナ		性別	年齢
			男・女	歳
同行者 氏名	フリガナ		性別	年齢
			男・女	歳

旅行条件書(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約
この旅行は(株)JTB(東京都品川区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業64号、以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期
(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
(2)電話でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出をお願いします。
(3)旅行契約は、当社が申込書を受領し、契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

●取消料
取消料は不要ですが、お取消しの場合は必ずお申し出ください。

●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、体験代、入場料及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●特別補償
当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外

来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金：1,500万円 ・入院見舞金：2～20万円 ・通院見舞金：1～5万円
・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)



●個人情報取扱について
当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社及び販売店では①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2020年12月1日を基準としています。旅行代金は2020年12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

承認番号：AFH2001991

・新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止の場合がございます。
・ツアー実施に際し、感染症対策に万全を期して参りますが、咳や微熱(体温37.5度以上)がある方、倦怠感・味覚・嗅覚に異常がある方、14日以内に新型コロナウイルス感染症患者と接触があったと思われる方は参加をご遠慮頂きます。

お申込み・お問い合わせ **株式会社 JTB 山口支店** (担当：岡野・神田)
〒754-0002 山口市小郡下郷 1234-2 SMILE 新山口ビル 5 階
TEL：083-976-2306 / FAX：083-976-2301
営業時間 9：30～17：30 (土日祝日休業) 総合旅行業務取扱管理者／住田洋
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明点がありましたら、ご連絡なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施 **JTB 山口支店**
観光庁長官登録旅行業第64号
日本旅行業協会正会員
〒754-0002 山口市小郡下郷 1234-2 SMILE 新山口ビル 5 階
 旅行業公正取引協議会 協賛会会員  一般社団法人日本旅行業協会